

【30 釈 文】湯島温泉湯治人取り締まり定書

(寛政七年：一七九五)

覚

- 一 火之元致ニ大切ニ、別而湯治人大勢入込候節者、昼夜番人相廻し、等閑いたし間敷候事
- 一 村方之者ハ勿論、湯治人とも博奕并賭之諸勝負、堅為レ致申間敷候事
- 一 湯治場之儀者、都而病人入込候事ニ候得者、喧嘩口論・狼藉成義為レ致間敷候事
- 一 隠売女躰之者差置申間敷事
- 一 湯治人に紛、盜賊之類其外故(胡)乱成もの入込候節ハ、村役人・湯宿者不レ及レ申、惣百姓共申合、怪敷躰に相見江候ハ、捕置可ニ申出ニ事

一 湯治人江対し非分之儀決而申懸ケ間敷事

右之通可ニ相守ニ者也

布施孫三郎

寛政七卯年十一月 役 所

【30 読み下し文】

覚

- 一 火の元大切に致し、別けて湯治(とうじ)人大勢入り込み候節は、昼夜番人相廻し、等閑(とうかん)いたし間敷(まじく)候事
- 一 村方の者は勿論、湯治人とも博奕(ばくち)並びに賭(かけ)の諸勝負、堅く致させ申す間敷候事
- 一 湯治場の儀は、都(すべ)て病人入り込み候事に候えば、喧嘩(けんか)口論・狼藉(ろうぜき)成る義致させ間敷候事
- 一 隠れ売女(ばいじょ)躰(てい)の者差し置き申す間敷事
- 一 湯治人に紛れ、盜賊の類其の外故(胡)乱(うろん)成るもの入り込み候節は、村役人・湯宿は申すに及ばず、惣百姓共申し合わせ、怪敷(あやしき)躰に相見え候はば、捕え置き申し出るべき事
- 一 湯治人へ対し非分(ひぶん)の儀決して申し懸け間敷事

右の通り相守るべき者也

布施孫三郎

寛政七卯年十一月 役 所